

「平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果の概要について（県内公立学校）

このことについて、別紙のとおり、滋賀県の状況を取りまとめましたので、お知らせいたします。

記

1 調査の趣旨

児童生徒の問題行動・不登校等について県内状況を調査・分析することにより、今後の指導の充実に資する。

2 調査対象

公立小学校（221校）、公立中学校（99校）、義務教育学校（1校）、県立高等学校（全日制・定時制併置校を含む全日制44校、定時制・通信制併置校を含む定時制2校、計46校）、県立特別支援学校（15校）

※各調査項目における小・中学校の学校総数…小学校は、義務教育学校前期課程を含めて222校、中学校は後期課程を含めて100校になる。

※いじめの状況調査における高等学校の学校総数…全日制・定時制・通信制併置校は、全日制、定時制、通信制それぞれ1校として別々に計上し、その合計数となるため合計51校となる。

3 調査期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日

4 調査・集計方法

公立小・中学校、義務教育学校においては、各校で調査したものを市町教育委員会が取りまとめ、県教育委員会に提出する。県立高等学校、県立中学校および県立特別支援学校においては、県教育委員会に提出する。県教育委員会は提出された調査票をもとに集計する。

5 主な調査項目

- | | |
|---|------|
| (1) 公立小学校、公立中学校および県立高等学校における暴力行為の状況 | P 3 |
| (2) 公立小学校、公立中学校、県立高等学校および県立特別支援学校におけるいじめの状況 | P 6 |
| (3) 公立小学校、公立中学校および県立高等学校における長期欠席の状況等 | P 8 |
| (4) 県立高等学校における中途退学者数等の状況（全日制） | P 11 |

※ (1) ~ (3) の調査項目において、義務教育学校の前期課程は小学校に、後期課程は中学校に含んでいる。

6 調査結果の主な状況

(1) 暴力行為の総発生件数は、前年度 912 件から 82 件減少し、830 件となった。

(2) いじめの総認知件数は、前年度 5,635 件から 1,212 件増加し、6,847 件(過去最多)となった。

いじめを認知した学校数は、前年度 349 校から (88.6%) 14 校増加し、363 校 (93.6%) となった。

(3) 公立小学校における長期欠席者数のうち、不登校児童数は、前年度 453 人から 164 人増加し 617 人となり、在籍率は 0.76% である。

公立中学校における長期欠席者数のうち、不登校生徒数は、前年度 1,189 人から 127 人増加し 1,316 人となり、在籍率は 3.37% である。

県立高等学校における長期欠席者数のうち、不登校生徒数は、前年度 834 人から 159 人減少し 675 人となり、在籍率は 2.17% である。

(4) 県立高等学校(全日制)における中途退学者数は、前年度 225 人から 27 人減少し 198 人となり、中途退学率は 0.65 % である。

平成 30 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課

1. 公立小学校、公立中学校および県立高等学校における暴力行為の状況

(1) 暴力行為の総発生件数 (表(1))

公立小・中学校および県立高等学校における暴力行為の総発生件数 830 件
【平成 29 年度 (912 件) より 82 件減少】

(2) 学校種別の発生件数 (表(2))

①公立小学校

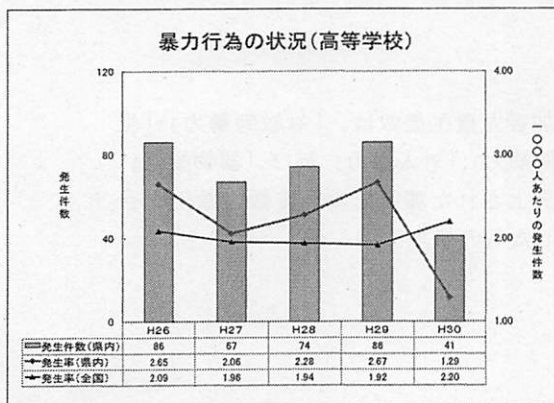
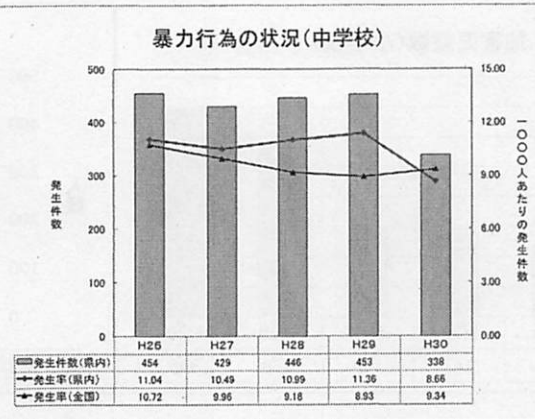
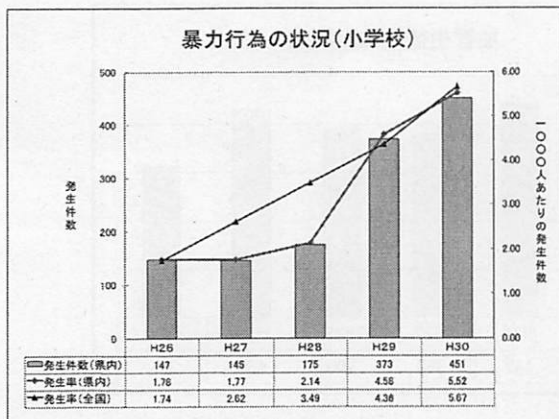
- ・「管理下」446 件 「管理下外」5 件
- ・総発生件数は 451 件 【平成 29 年度 (373 件) より 78 件増加】

②公立中学校

- ・「管理下」330 件 「管理下外」8 件
- ・総発生件数は 338 件 【平成 29 年度 (453 件) より 115 件減少】

③県立高等学校

- ・「管理下」38 件 「管理下外」3 件
- ・総発生件数は 41 件 【平成 29 年度 (86 件) より 45 件減少】



(3) 校種別・形態別の発生件数〈表(3)〉

(暴力行為の形態は「対教師暴力」「生徒間暴力」「対人暴力」「器物損壊」の四形態)

① 公立小学校

- ・「対教師暴力」 131件【平成29年度(130件)より1件増加】
- ・「生徒間暴力」 239件【平成29年度(166件)より73件増加】
- ・「対人暴力」 3件【平成29年度(3件)と同数】
- ・「器物損壊」 78件【平成29年度(74件)より4件増加】

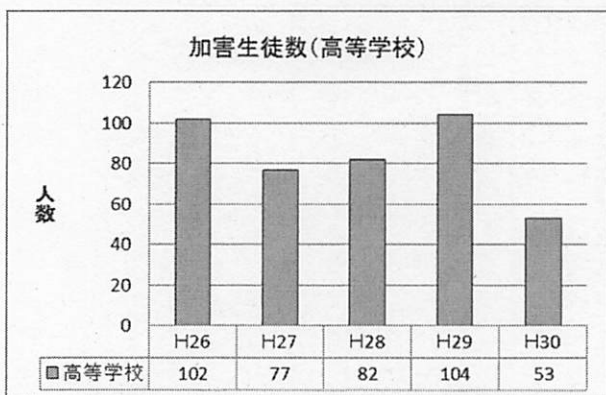
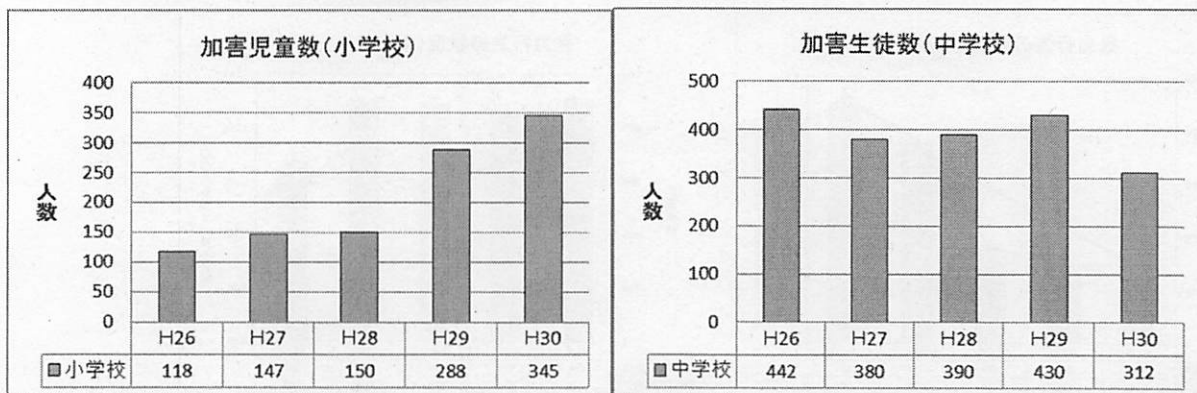
② 公立中学校

- ・「対教師暴力」 108件【平成29年度(132件)より24件減少】
- ・「生徒間暴力」 166件【平成29年度(227件)より61件減少】
- ・「対人暴力」 10件【平成29年度(12件)より2件減少】
- ・「器物損壊」 54件【平成29年度(82件)より28件減少】

③ 県立高等学校

- ・「対教師暴力」 5件【平成29年度(13件)より8件減少】
- ・「生徒間暴力」 23件【平成29年度(60件)より37件減少】
- ・「対人暴力」 3件【平成29年度(5件)より2件減少】
- ・「器物損壊」 10件【平成29年度(8件)より2件増加】

(4) 加害児童生徒数〈表(4)〉



※加害児童生徒数は、「対教師暴力」「生徒間暴力」「対人暴力」及び「器物損壊」に計上された加害児童生徒数の数値を合計したものである。

(5) 暴力行為の現状、対策

(現状)

小学校

- ・前年度に続いて、生徒間暴力が大きく増加した。
- ・些細な言い合いから暴力をふるうケースが多く見られた。
- ・相手の思いを受け止められず、自分の感情が制御できなくなり暴力行為に及ぶケースが多く見られた。

中学校

- ・前年度より対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊すべてで減少した。
- ・自分の思いをうまく表現できずに、暴力を振るうケースが多く見られた。

高等学校

- ・前年度より対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力は減少し、器物損壊は増加した。
- ・相手の立場を理解しない中で、衝動的に暴力行為に及ぶケースが多く見られた。

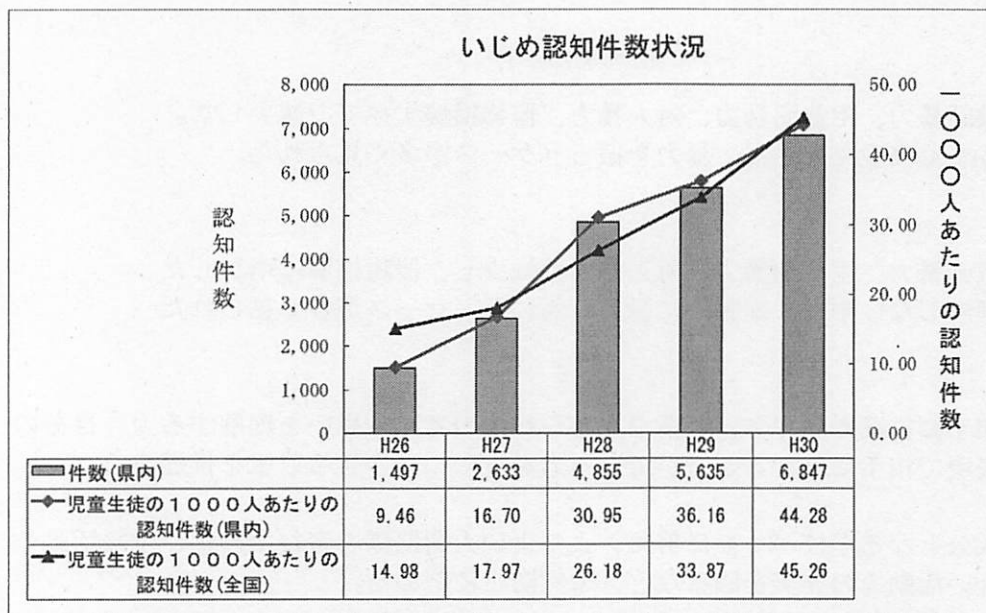
(対策)

- ・児童生徒に、相手の言葉やしぐさ、表情などから相手の考えや思いを理解する力、自分の思いを適切な表現で相手に伝えることができる力を身につけさせる取組を推進する。
- ・児童生徒が主人公となる学校づくりに努め、よりよい人間関係を育むために、学級活動や行事の中で話し合い活動等の充実を図るなど、未然防止に努める。
- ・暴力を許さないという毅然とした態度で組織的に対応を進めるとともに、個々の児童生徒の特性や発達段階に応じた指導に努める。
- ・課題のある児童生徒に対して教員がしっかり向き合うことで、本人の特徴や発達の状況、家庭環境等を把握し、個別の指導や支援を図るとともに、関係機関との適切な連携を図る。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を有効活用し、組織的な対応をするとともに、教員の資質向上・校内組織体制の充実を図る。

2. 公立小学校、公立中学校、県立高等学校および県立特別支援学校におけるいじめの状況

(1) いじめの総認知件数・いじめを認知した総学校数〈表(5)〉

- ① 公立小・中学校および県立学校はいじめの総認知件数 6,847 件
【平成 29 年度 (5,635 件) より 1,212 件増加】
- ② 公立小・中学校および県立学校はいじめを認知した学校の割合は 93.6%



(2) 校種別いじめの認知件数・いじめを認知した学校数〈表(6)〉

いじめの認知件数

- ① 公立小学校
 - ・ 認知件数 4,966 件 【平成 29 年度 (4,126 件) より 840 件増加】
- ② 公立中学校
 - ・ 認知件数 1,750 件 【平成 29 年度 (1,333 件) より 417 件増加】
- ③ 県立高等学校
 - ・ 認知件数 117 件 【平成 29 年度 (151 件) より 34 件減少】
- ④ 県立特別支援学校
 - ・ 認知件数 14 件 【平成 29 年度 (25 件) より 11 件減少】

いじめを認知した学校数 (学校総数に対する割合)

- ① 公立小学校
 - ・ 認知学校数 212 校 (95.5%) 【平成 29 年度 204 校 91.1%】
- ② 公立中学校
 - ・ 認知学校数 95 校 (95.0%) 【平成 29 年度 92 校 92.0%】
- ③ 県立高等学校
 - ・ 認知学校数 45 校 (88.2%) 【平成 29 年度 48 校 87.3%】
- ④ 県立特別支援学校
 - ・ 認知学校数 11 校 (73.3%) 【平成 29 年度 5 校 33.3%】

(3) いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法 〈表(7)〉

- ・ アンケート調査の実施 100% 【平成 29 年度 (100%) と同数】
- ・ 年 2 回以上アンケートを実施している学校の割合
98.2% 【平成 29 年度 (98.5%) より 0.3 ポイント減少】
- ・ 個別面談の実施 98.4% 【平成 29 年度 (97.2%) より 1.2 ポイント増加】

(4) いじめの発見のきっかけ〈表(8)〉

- ・ 多いきっかけ
- ① 本人からの訴え 34.3%【平成29年度 31.6%】
- ② 当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え 26.3%【平成29年度 26.5%】
- ③ 学級担任が発見 15.3%【平成29年度 18.7%】

(5) いじめの態様〈表(9)〉

ア 小学校・中学校・特別支援学校における多い態様

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

イ 高等学校における多い態様

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② パソコンや携帯電話で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。

(6) いじめの現在の状況〈表(10)〉

「いじめが解消しているもの」のいじめの総認知件数に対する割合(解消率) 80.4%
【平成29年度 83.2%】

※いじめの解消の要件 { ①いじめに係る行為が3カ月以上止んでいること
②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

(7) いじめの現状と対策

(現状)

- ・ いじめを認知した学校の割合は、全ての学校種で増加した。いじめの総認知件数は増加した。特に小学校、中学校における認知件数が大きく増加した。
- ・ いじめの発見のきっかけとしては、「本人からの訴え」と「本人の保護者からの訴え」が占める割合が多い。

(対策)

- ・ 滋賀県いじめ防止基本方針に基づき、各校で学校いじめ防止基本方針が実情に即して機能しているかについて点検したり見直したりするよう啓発する。
- ・ いじめを許さない学校づくりを推進し、未然防止に努め、児童会、生徒会活動の充実を図る。また、児童生徒自らがいじめ防止に向けた取組を推進できるよう支援する。特に、滋賀県いじめ問題サミット内で決定した「滋賀県宣言」を活かした取り組みを各中学校で行う。
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を有効活用し、いじめられた児童生徒への支援を行う。また、いじめる児童生徒の背景を丁寧に見立て、組織的な対応に努める。
- ・ インターネット、携帯電話、スマートフォン等の利用や情報モラルについて保護者および関係機関と連携するなどして指導の充実を努める。
- ・ 児童生徒、保護者、学校を支える地域や関係機関と連携したサポート体制の充実を図る。

3. 公立小学校、公立中学校および県立高等学校における長期欠席の状況等

(長期欠席は理由別に「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の4種類)

(1) 理由別長期欠席者数および不登校児童数(小学校)

① 公立小学校における長期欠席(表(11)(12))

年間30日以上長期欠席者数 1,175人【平成29年度(995人)より180人増加】

② 長期欠席者のうち不登校児童数 617人【平成29年度(453人)より164人増加】
不登校児童の在籍率 0.76%【平成29年度(0.56%)より0.20ポイント増加】

(2) 理由別長期欠席者数および不登校生徒数(中学校)

① 公立中学校における長期欠席(表(13)(14))

年間30日以上長期欠席者数 1,872人【平成29年度(1,795人)より77人増加】

② 長期欠席者のうち不登校生徒数 1,316人【平成29年度(1,189人)より127人増加】
不登校生徒の在籍率 3.37%【平成29年度(2.98%)より0.39ポイント増加】

(3) 理由別長期欠席者数および不登校生徒数(高等学校)

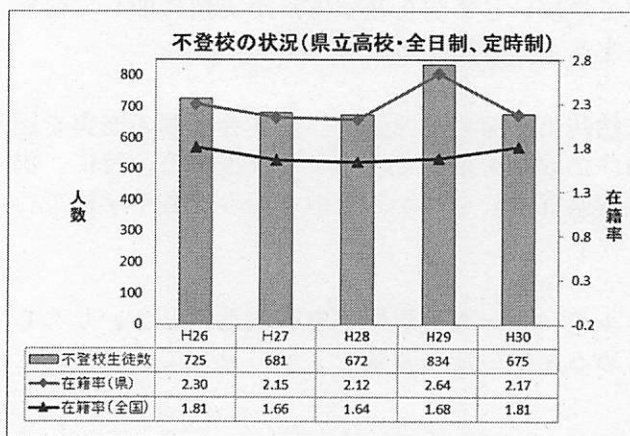
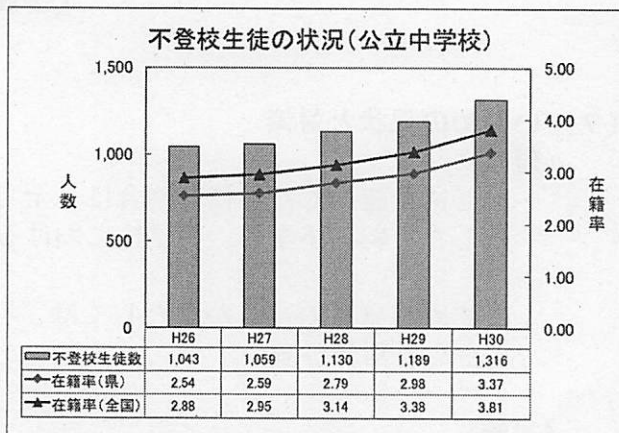
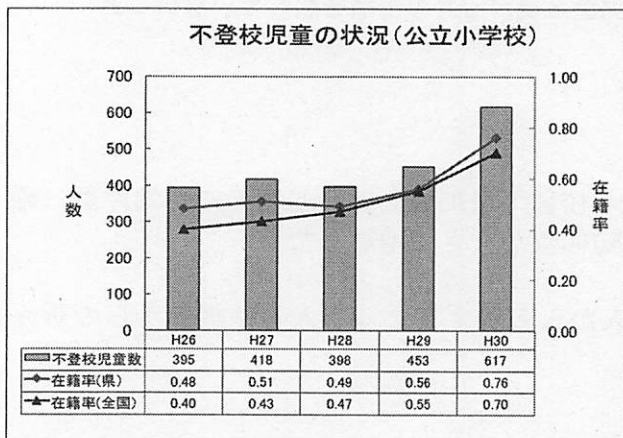
① 県立高等学校における長期欠席(表(15)(16))

年間30日以上長期欠席者数 895人【平成29年度(985人)より90人減少】

② 長期欠席者のうち不登校生徒数 675人【平成29年度(834人)より159人減少】
不登校生徒の在籍率 2.17%【平成29年度(2.64%)より0.47ポイント減少】

(全日制の不登校生徒数 445人【平成29年度(601人)より156人減少】)

(定時制の不登校生徒数 230人【平成29年度(233人)より3人減少】)



(4) 不登校の要因

ア 公立小学校における不登校の要因〈表(17)〉

- ① 本人に係る要因では、「不安」の傾向がある 281人(45.5%)、「無気力」の傾向がある 137人(22.2%) で上位を占める。
- ② 学校、家庭に係る要因では「家庭に係る状況」が 351人(56.9%)、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が 189人(30.6%) で上位を占める。

イ 公立中学校における不登校の要因

- ① 本人に係る要因では、「不安」の傾向がある 502人(38.1%)、「無気力」の傾向がある 329人(25.0%) で上位を占める。
- ② 学校、家庭に係る要因では「家庭に係る状況」が 613人(46.6%)、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が 476人(36.2%) で上位を占める。

ウ 県立高等学校(全日制)における不登校の要因〈表(18)〉

- ① 本人に係る要因では、「無気力」の傾向がある 153人(34.4%)、「不安」の傾向がある 125人(28.1%) で上位を占める。
- ② 学校、家庭に係る要因では「入学、転編入学、進級時の不適応」が 121人(27.2%)、「学業の不振」が 113人(25.4%) で上位を占める。

エ 県立高等学校(定時制)における不登校の要因

- ① 本人に係る要因では、「無気力」の傾向がある 97人(42.2%)、「その他」の傾向がある 66人(28.7%) で上位を占める。
- ② 学校、家庭に係る要因では「家庭に係る状況」が 58人(25.2%)、「入学、転編入学、進級時の不適応」が 53人(23.0%) で上位を占める。

(5) 長期欠席の現状、対策

(現状)

- ・小学校、中学校、高等学校ともに、長期欠席の理由として不登校の割合が高い。
- ・不登校児童生徒数については、小・中学校で増加し高等学校では減少した。特に小学校では1年生以外で増加し、中学校では2年生、3年生で不登校児童生徒数が増加した。
- ・高等学校全日制の全学年と単位制で不登校生徒数が減少した。

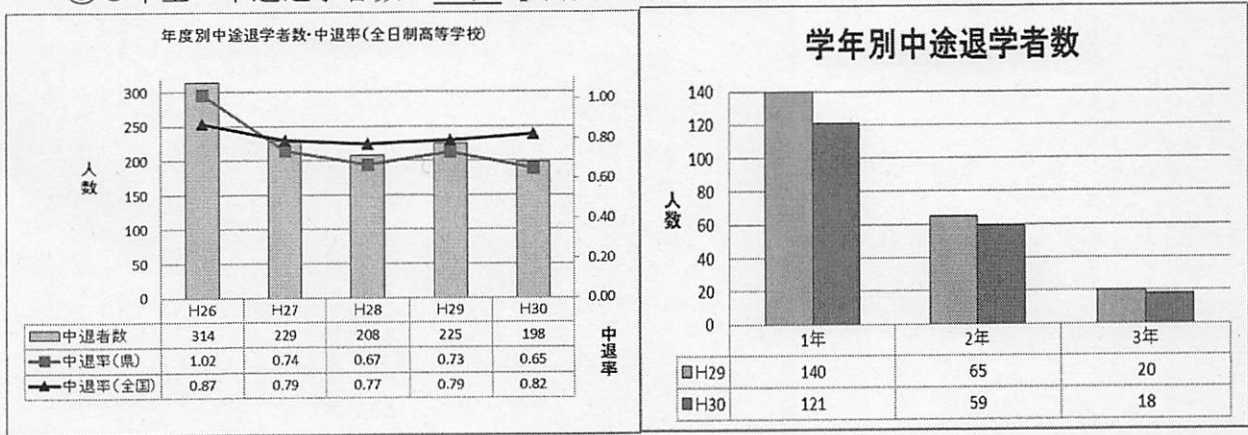
(対策)

- ・授業改善、学級づくり、児童会・生徒会活動の充実を図るとともに、子どもの将来に向けた進路指導の推進を図るなど未然防止の取組を推進する。
- ・保護者と連携を緊密にし、基本的な生活習慣づくりの推進を図る。
- ・小学校低学年の早期の段階から不登校の前兆や子どもの変容を見逃さず、丁寧な見立てを行い、組織的な対応を図る。
- ・電話連絡や家庭訪問を行うなど早期対応を実施し、さらに欠席が5～7日目には早めの校内ケース会議開催などで子どもを救う手立ての検討を徹底し、校内体制を確立するとともに適切な支援の実施を図る。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を有効活用した支援の実施を図る。
- ・「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨に基づいて、適応指導教室、医療機関、福祉機関及び民間団体等との連携を強化し、登校及び将来の社会的自立に向けた支援の充実を図る。

4. 県立高等学校における中途退学者数等の状況（全日制）

（1）年度別・学年別中途退学者数・中途退学率〈表（19）〉

- ① 中途退学者数 198人 【平成29年度（225人）より27人減少】
- ② 中途退学率 0.65% 【平成29年度（0.73%）より0.08ポイント減少】
- ③ 1年生の中途退学者数 121人 【平成29年度（140人）より19人減少】
- ④ 2年生の中途退学者数 59人 【平成29年度（65人）より6人減少】
- ⑤ 3年生の中途退学者数 18人 【平成29年度（20人）より2人減少】



（2）学科別中途退学者数・中途退学率〈表（20）〉

- ① 普通科の中途退学者数 143人 【平成29年度（157人）より14人減少】
普通科の中途退学率 0.69% 【平成29年度（0.74%）より0.05ポイント減少】
- ② 専門学科の中途退学者数 36人 【平成29年度（37人）より1人減少】
専門学科の中途退学率 0.62% 【平成29年度（0.63%）より0.01ポイント減少】
- ③ 総合学科の中途退学者数 19人 【平成29年度（31人）より12人減少】
総合学科の中途退学率 0.50% 【平成29年度（0.83%）より0.33ポイント減少】

（3）学年別理由別中途退学者数〈表（21）〉

- ・ 最も多い理由「学校生活・学業不適応」
81人（40.9%） 【平成29年度（65人）より16人増加】
- ・ 次に多い理由「進路変更」
70人（35.4%） 【平成29年度（115人）より45人減少】

（4）中途退学の現状、対策

（現状）

- ・ 全日制高校の全ての学年の中途退学者数が減少した。
- ・ 中途退学者の理由では、「学校生活・学業不適応」が最も多い。

（対策）

- ・ 中途退学が懸念される生徒に対して、早い段階から校内の教育相談委員会等で情報を共有し、保護者や中学校、スクールカウンセラー、関係機関との連携を密にし、組織的な指導、支援に努める。
- ・ 一人ひとりの生徒に寄り添った指導を心がけることで、個々の学習指導、進路指導、特別活動の充実を図る。
- ・ 入学前に十分な学校説明を行う必要があるため、より一層の中学校との連携を図り、体験入学などの際に入学希望の生徒に学校の特色を理解させ、入学後の不適応を未然に防止に努める。